

長野県告示第577号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡壳木村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

壳木村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び壳木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第578号

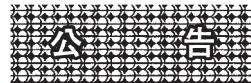
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成23年8月1日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	K a n a 行政書士事務所 行政書士 佐藤 佳苗	佐久市野沢212-1	K a n a 行政書士事務所
旧	イナヅキ・ホート 代表 佐藤 佳苗	佐久市野沢212-1	イナヅキ・ホート

会 計 課

**公告**

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防設備土講習を次のとおり実施します。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 講習の日時及び場所

次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時15分から午後5時までとします。

開催日	場 所			
	消火設備	避難設備・消火器	警報設備	甲種特類
平成23年	10月18日(火) 長野市長野県庁講堂	長野市長野県庁講堂		
	10月19日(水) 長野市長野県庁講堂	長野市長野県庁講堂		
	10月20日(木) 松本市長野県松本合同庁舎講堂	松本市長野県松本合同庁舎講堂		
	10月21日(金) 松本市長野県松本合同庁舎講堂	松本市長野県松本合同庁舎講堂		
	10月25日(火)		長野市長野県庁講堂	
	10月26日(水)		長野市長野県庁講堂	
	10月27日(木)		松本市長野県松本合同庁舎講堂	松本市長野県松本合同庁舎講堂
	10月28日(金)		松本市長野県松本合同庁舎講堂	

(注) 各講習区分に応じて、受講票により通知するいづれかの開催日に受講してください。

なお、同一開催日に2講習区分を実施する場合は、法令関係は合同で実施し、工事関係は各講習区分ごとに分かれて実施するものとします。

2 講習対象者

講習は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者について行います。

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士
甲種特類	特類の甲種消防設備士

3 講習科目

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件（平成16年消防庁告示第25号）に定めるとおりとします。

4 受講申込み

(1) 提出書類 消防設備士受講申請書、受講票

(2) 受付期間 平成23年8月15日（月）から平成23年9月9日（金）まで
(土、日を除く。郵送による場合は、簡易書留としてください。)

(3) 受付時間 午前9時から午後4時

(4) 提出先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁東庁舎 3階
社団法人 長野県消防設備協会
電話 026-234-3218

5 手数料

手数料（7,000円）は、「長野県収入証紙」により納付してください。

（申請書に貼って、消印をしないでください。）

6 その他

(1) 講習当日は、午前8時45分から9時までに「消防設備士免状」・「受講票」を持参し、会場受付に提出してください。

(2) 申請書用紙の交付の請求及び講習についての問い合わせは、長野県危機管理部消防課、最寄りの地方事務所地域政策課、消防本部若しくは消防署又は社団法人長野県消防設備協会にしてください。

(3) この申請書によって収集する個人情報は、消防設備士講習の実施及び消防設備士免状の写真書換期限のお知らせのために利用し、長野県個人情報保護条例の規定にある場合を除き、他の目的には利用いたしません。

消防課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年8月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グループホーム夢ハウス城山の会

3 代表者の氏名

五郎丸道人

4 主たる事務所の所在地

松本市大字蟻ヶ崎2139番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対し、グループホーム夢ハウス城山を開設し、その運営を行い、精神疾患による精神障害者の社会復帰及びグループホームでの入居者の日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立及び生活の質の向上を援助する

とともに広く精神医療、保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年8月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人絆JAPAN

3 代表者の氏名

笠原正好

4 主たる事務所の所在地

諏訪市渋崎1792番地394

5 定款に記載された目的

この法人は、発展途上国の生活向上と、児童及びその養育者を対象とした、教育、自立支援活動を行う事で、子ども達の健全な成長を促進するための安全な社会創りに寄与すること、ならびに、海外支援で培ったノウハウを生かしての災害救援活動を行い、被災者支援に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大山自然

3 代表者の氏名

山越伸一

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門1058番地14号ARCO-1 805号

5 定款に記載された目的

この法人は、県内から出る、バイオマス・伐採木を活用した農業事業の普及、及びチップを活用した耕作放棄地の開墾・再開発を行い、農林業、災害等からの保全に寄与し、周辺地域の活性化及び障害者を含めた雇用確保に努め、前記のバイオマス・伐採木を活用した火力発電を行い、東日本大震災等による原子力発電の是非等の問題解決と電力不足の解消・水資源の確保等を行い、ク

リーンエネルギーの普及を図り地域に寄与することを目的とする。

県民協働・N P O課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月15日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年8月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境・福祉事業評価センター

3 代表者の氏名

鈴木秀一

4 主たる事務所の所在地

長野市南高田二丁目5番地16

5 定款に記載された目的

この法人は、循環型社会、高齢社会及び経済社会に調和するシステムづくり、自然の保護・保全に関する活動、環境への市民意識を高めるための環境教育、情報公開に関する啓発活動等、国際規格等によるマネジメントシステムの普及や認証及び福祉事業者等のサービス評価を通じて、市民・事業者・行政が一体となって人や自然に配慮した持続可能な成長できる循環型社会、高齢社会及び経済社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・N P O課

公告

平成23年8月2日、川田土地改良区の新規土地改良事業（川田地区）の施行を認可しました。

平成23年8月15日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年8月15日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1 (1) 許可番号 平成23年3月29日

長野県佐久地方事務所指令22佐地建第10-15号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市平賀字樫藪738、740、741、742

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市長土呂860-2

社会福祉法人佐久平福祉会 理事長 柳澤秀樹

2 (1) 許可番号 平成23年5月30日

長野県佐久地方事務所指令23佐地建第7-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字蕨尾2157-267、2157-432、
2157-443

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉2148

株式会社星野リゾート 代表取締役 星野佳路

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年8月15日

長野県諏訪地方事務所長 池田秀政

1 許可番号 平成23年6月14日

長野県諏訪地方事務所指令23諏地建第25-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

諏訪市大字豊田字中曾根2400-9の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

信州諏訪農業協同組合 代表理事組合長 雨宮勇

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年8月15日

長野県下伊那地方事務所長 久保田篤

1 許可番号 平成23年4月14日

長野県下伊那地方事務所指令22下伊地建第19-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市中村1312-1、1312-2、1312-3、1312-4、1312-5、1312-7、1312-8、1312-9、1312-10、1312-11、1312-12、1312-14、1312-18、1313-3、1313-4、1313-5、1313-7、1313-8、1317-1、1317-2、1317-3、1321-14

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区信濃町32

創価学会 代表役員 正木正明

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年8月15日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 許可番号 平成23年6月23日

長野県指令22建指第12-22号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字西村345-1、345-6
3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市内田62-4 小林乙彦

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年8月15日

長野県北安曇地方事務所長 長澤一男

- 1 許可番号 平成23年3月10日
長野県北安曇地方事務所指令22北安地商第51-5号
2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡池田町大字会染6435-1、6435-2
3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北安曇郡池田町大字池田3203-6
池田町土地開発公社 理事長 勝山隆之

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年8月15日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 1 許可番号 平成23年8月2日
長野県長野地方事務所指令23長地建第3-3号
2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上水内郡飯綱町大字平出字行人塚2838-1、2841-1、2842-1、2843-1、2844、2855-3の内 以上第I工区分
3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茨城県つくば市天久保2-17
寺島薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

建築指導課